

# 「皇族数の確保」方策に関する急務所見十五条

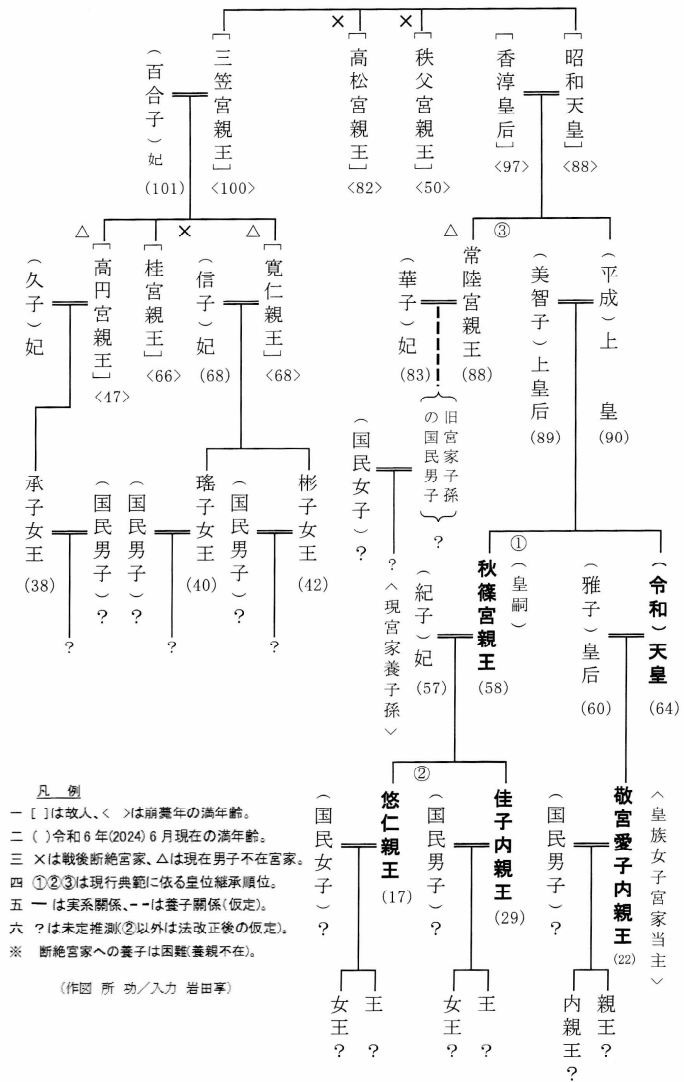
(京都産業大学名誉教授) 所 功

平成の天皇陛下が「高齢譲位」のご意向を慎重に表明されてから一年余の平成二十九年(二〇一七)九月、「皇室典範特例法」が制定された。その際に与野党の合意で「先送りできない課題」を早急に解決するよう政府に求める「附帯決議」がなされた。

あれから数年経った今年(令和六年)早々から、政府も国会も「皇族数の確保」(減少対策)のみに絞った法改正に取り組んでいる。それに関して、管見をホームページ(tokoroisao.jp)に掲載してきた。以下の十五篇である。ぜひ「高覧」し「批正」を頂きたい。

- 〔一〕 皇室の在り方を改める「特例法」管見(一月六日)
- 〔二〕 新しい「皇族女子宮家」の在り方(二月五日)
- 〔三〕 皇女の敏宮は桂宮家の当主、和宮は将軍家の正室(三月十二日)
- 〔四〕 新設宮家も現存宮家と同一要件で(三月二十日)
- 〔五〕 典範改正に必要な皇室の意向確認(四月十二日)
- 〔六〕 「皇室会議」の現行規定と改正への提言(四月十八日)
- 〔七〕 著名な皇統男系論者への疑問(四月二十日)
- 〔八〕 政府案による近未来の皇室像への不安(四月二十二日)
- 〔九〕 「ご譲位」実現の画期的な意義の再確認(四月二十八日)
- 〔十〕 「万世一系」の天皇は「皇統に属する皇族」から(四月三十日)
- 〔十一〕 不可解な「皇室の祀り主は男系男子」論(五月十一日)
- 〔十二〕 宮中と神宮・勅祭社の祭祀担当者たち(五月三十一日)
- 〔十三〕 「皇族数の確保」政府案の必要性と法形式(五月十五日)
- 〔十四〕 国会「与野党協議」初会合の或る報道寸評(五月十八日)
- 〔十五〕 渡邊允元侍従長の伝えた皇室のご意向/付 文庫後書き(五月二十七日)

戦後(令和現在まで)の皇室構成者略系図



## 〔一〕皇族の在り方を改める「特例法」管見

### 変の至るや知るべからず

小田原で太平洋の水平線上に初日の出を拝み、平穩に明けた元日の夕方、「令和六年能登半島地震」突発の悲報に驚嘆した。被災された方々に直接できることはないが、ささやかな義捐をさせて頂いた。

その際に想い出したのは、かつて学んだ吉田松陰の『武教全書講録』の一節である。

「行住座臥（日常の生活で）暫くも放心（油断）せば、則ち変（非常事態）に臨みて常（平常心）を失ふ。……変の至るや知るべからずと云ふは……最も謹嚴（重要）な語なり。」  
何事であれ、平生から心懸けて万一に備えておかなければならない、と正月早々あらためて気付かされたのである。

### 世襲天皇と成年皇族の役割

これは皇室の問題についても例外ではない。敗戦後GHQの占領下で作られた「日本国憲法」にすら、第一章に「天皇」を特設して、「天皇は日本国の象徴（元首）であり、日本国民統合の象徴（君主）」と位置づけるのみならず、「皇位は世襲」と明示し、国民のために為すべき「国事に関する行為」を具体的に列挙している。

その上、昭和・平成の天皇も今上陛下も、憲法の定める「国事行為」だけでなく、多種多様な「公的行為」も伝統的な「祭祀行為」も、誠心誠意お務めになって来られた。そのおかげで、政治や経済などが混乱しても、ほとんどの国民は、天皇（皇室）を心の拠り所として安心を保ちえたのではなからうか。

このような「公的行為」「祭祀行為」は、もちろんん天皇が中心に行われる。ただ、そこに皇后や成年の男女皇族も参列され、公務を分担されることが多々ある。それゆえ、皇室が十全の役割を果たされるには、皇位を世襲される天皇を中核として、内廷と各宮家の成年皇族が、相当（二十名以上）実在されてこそ可能になる。

### 皇族の増減を可能にする工夫

現行の「皇室典範」は、憲法の第二条に基づき「国会の議決」により定められた法律である。それゆえ、象徴世襲天皇制度を維持するためには、もし典範の規定で現実的に対応困難な部分が見出されたら、国会で議論し合意を形成して改正すればよい。

ただ、典範は特別な法律であるから、他の法令のごとく簡単に改正できない、と思いつままれてきた。ところが、皇室においても高齢化・少子化の進行を憂慮された平成の天皇が、典範に規定のない「讓位」（退位）の意向を慎重に表明されると、政府も国会も真剣に検討して、典範の本文は変更せず、「特例法」を作り「高齢退位」を可能にした。

従って、皇族の減少が著しい現在、それを早急に喰い止め、将来的に段々と増加するような方策を実現しようとするれば、典範の本文は据え置き、再び「特例法」で対応することが穏当だろうと思われる。

この点、明治以来の旧典範（勅定の根本法）すら、律令法（継嗣令）と異なる永世皇族制を採用して宮家皇族が急増すると、典範の本文には手をつけず、臣籍降下を促す「増補」や五世以降を臣下とする「準則」を定めるような工夫をしている。

現在、それとは逆に皇族が過少になっているのであるから、一方で皇族女子が結婚後も皇族として宮家を立てられるようにすることも、他方で旧宮家の男子孫が現宮家へ養子と

して入り皇族となれるようにすることも、法的に可能であり現に必要な措置だと思われる。  
**女性宮家の夫と子孫の身分**

ただ、この両案には若干の問題が含まれている。その一つは、皇族女子を当主とする宮家を立てる場合、結婚して皇室に入る一般男性を皇族とするか否かである。先般の有識者会議「報告書」では、皇族としない含みが盛り込まれている。

しかし、新宮家の中で、当主のみ皇族身分になり、同居の夫(婿)は一般の身分のまま、というは不自然であり、不適切といわざるをえない。その男性は、皇族の一員として妻君と共に公務に出られ、良識ある言動をされるであろうが、一般身分のままであれば、法的に「国民の権利」を行使できる自由があり、それを巧みに利用するような関係者が出てこないとは限らない。

従って、その伴侶は皇族の身分とすべきであり、皇族としての「品位の保持」に努め、公務に精励しなければならぬ。また、その間に生まれる子女も皇族となり、宮家を相続することならできるが、皇位の継承は原則的にできない(将来万々一の場合は再検討する)、ということをも明文化しておけば、男系男子の継承を強調する人々にも理解がえられるであろう。

もう一つの問題は、旧宮家の男子孫を養子として皇族にすることが法的に可能だとしても、それにふさわしい人が得られるかどうか。また、その養子先となる現宮家の方々に諒解が得られるかどうか、具体化は容易でないとと思われる。しかし、それは養子推進論者たちが知恵を絞って何とかされることを見守るほかない。(令和六年正月六日稿)

## 〔二〕新しい「皇族女子宮家」の在り方

現行『皇室典範』の問題点を検討して改善点を提示しようとする努力は、平成十七年(二〇〇五)以来、何度も行われてきたが、今なお具体的な法改正に至っていない。それには様々な事情があるとしても、このまま放置すれば、益々困難な事態に陥る恐れがある。そこで、令和二年(二〇二〇)十二月、政府の「有識者会議」が纏めた「報告書」(翌年一月国会提出)に基づき、三つの方策中、①に含まれる疑問を指摘すると共に、修正案を略述し、博雅のご理解を賜りたい。

### 「有識者会議」の報告案

その①とは、「皇族数確保の具体的方策」として掲げる「内親王・女王が婚姻後も皇族の身分を保持することとする」という案である。それは、現行典範の第十二条に、

皇族女子(皇室で生まれ育った女子)は、天皇及び皇族以外の者(一般国民の男性)と婚姻したときは、皇族の身分を離れる。

という規定を改めることになる。ただ、皇位継承資格を「皇統に属する男系の男子」のみ限定する典範の第一条を絶対視する論者などへの配慮からであろうか、「皇族女子」とその子孫が「女性・女系天皇」とならないようにするため、その「配偶者(夫)と子(男女とも)は、皇族という特別の身分を有せず、一般国民としての権利・義務を保持し続けるものとする」という考えを提示している。

### 宮家皇族と一般国民の違い

しかしながら、このような考えは、不自然であり不適切といわざるをえない。現行の憲

法でも皇室関係法でも、周知のとおり、天皇・皇族と一般国民とは明確に区別されているからである。

念のため申せば、まず（イ）天皇と後継者の地位（皇位）は「世襲」と定められている。また（ロ）天皇は国家・国民統合の「象徴」としての行為（公務）を果たさなければならず、万一それが不可能に近くなれば、他の成年皇族（男女とも）は、「摂政」の任務を引き受けなければならない。さらに（ハ）内廷（本家）だけでなく宮家（分家）の皇族も、男女を問わず「品位保持」に努めなければならない。

それに対して、一般国民は法的に（イ）（ロ）（ハ）のような義務も権利も有しない。その反面、「公共の福祉に反しない限り」広汎な自由を認められている。従って、もしも皇族女子の夫と子に「一般国民としての権利・義務を保持し続ける」とすれば、世俗的な政治家・経済人・宗教家・芸能人などになること（そのような関係者に利用されること）を阻むことは出来ないであろう。

### 「皇族女子宮家」も家族一体に

ところで、前掲のごとく「皇族女子」が結婚後も皇族として宮家を立てることは認めるが、その夫も子も皇族になることを認めない、という考えを支持する論者の多くは、現行の『民法』を改めて「選択的夫婦別姓制度」を導入すれば、「一つの戸籍の中に二つの姓（氏）が存在することになり、家族に共通の姓・家族名がなくなる」「夫婦が別姓ならば子も父か母のどちらかと別姓になり、家族単位の一体性が崩れて個人単位になる」のだから反対するという。この点は、私もほぼ同意見である。

そうであるならば、皇室には一般国民のような氏（姓）がない（結婚して皇室に入れば氏がなくなる）けれども、内廷であれ宮家であれ、その構成員は一体であることが自然であり当然であろう。

今や皇族身分の方が極めて少ないから、その数が減らないように、少しでも増えるようにすることが「先延ばしすることできない課題」である。もし新しく皇族女子を当主とする宮家が可能になれば、その夫も皇族となり、ご一緒に皇族としての公務に励んでもらわなければならない。

ただ、一般男性から婚姻により皇族となる方は、皇位継承の資格を有しない。けれども、その「皇族女子宮家」で生まれた子（皇族）に継承資格を認めるかどうかは、現段階で明文化せずに、次世代の状況次第で、必要性が少なければ認めないが、必要性が高くなれば認めると決めておくことが現実的であろう。

### 「皇族女子宮家」が的確

なお、従来安易に「女性宮家」といつてきたが、今後は「皇族女子宮家」と称するほうが確だと考える。単に「女性皇族」といえば、婚姻により后妃となる女性も含むが、新しく宮家を立てるのは、皇室に生まれ育った「皇族女子」（内親王・女王）に限られるからである。

（令和六年（二〇二四）二月四日（立春）記）

### 〔三〕皇女の敏宮は桂宮家の当主、和宮は将軍家の正室

「皇女」とは天皇の息女のみを指し、「皇子」と共に天皇から称号（宮号）を賜る。独立した宮家の息女は、内親王であるが皇女ではなく称号もない。

それは、天皇に血縁の最も近い皇子・皇女が、他の皇族よりも重い存在であり、相応の役割を期待されてきたからだと思われる。

では、古来の皇女たちは、どのような人生を歩み、どんな働きをされたのだろうか。その具体例として、今回は幕末前後に数奇な運命を辿った皇女二方について略述しよう。

#### 仁孝天皇の五皇子と十皇女

第一二〇代仁孝天皇（一八〇〇～四六）には、皇子五方、皇女十方があった。ただ、中宮（皇后）鷹司繁子（一七五八～一八二三）との間に生まれた皇子一方・皇女一方は、共に二歳で他界し、母后も亡くなっている。

それから間もなく、繁子同母妹祿子（一八一～四七）が入内して女御となり、生まれた皇女一方も、翌年他界している。

一方、当時容認されていた側室（掌侍）との間に生まれた皇子女をみると、まず正親町雅子（一八一～四七）との間に、皇子三方と皇女一方が生まれた。しかしながら、無事に成長して皇位を継がれたのは、第四皇子の熙宮（ひろのみや）統仁（おさひと）親王（孝明天皇一八三一～六六）のみである。

また甘露寺妍子（一八〇六～五一）との間に、皇子一方と皇女四方が生まれた。しかし、無事に成育されたのは、敏宮淑子内親王（後述）のみである。

さらに橋本経子（一八二六～六五）との間に、皇子一方と皇女一方が生まれた。しかし、無事生育されたのは、和宮親子内親王（後述）のみである。なお、掌侍の今城嬉子（一八〇九～七五）との間に生まれた皇子一方も、二歳で他界している。

つまり、仁孝天皇には正后と数名の側室があり、十五方の皇子・皇女を儲けられた。けれども、何とか生き残られたのは一皇子と二皇女のみである。

#### 敏宮淑子内親王は桂宮家の当主に

そのうちの敏宮淑子（ときのみや・すみこ）内親王は、文政十二年（一八二九）一月、閑院宮家三代の愛仁（なるひと）親王（一八一八～一八四三）と婚約したが、二年後、親王（二十五歳）の薨去により婚約を解消している。

その閑院宮家より創立の古い桂宮家は、なかなか直系男子に恵まれなかった。すでに第三代の穩仁親王は後水尾天皇の皇子、第四代の尚仁親王と第五代の長仁親王は共に後西天皇の皇子、第六代の文仁親王は靈元天皇の皇子が、それぞれ養子に入っている。

ついで第七代の家仁親王と第八代の公親王は、前代の王子であるが、第九代盛仁親王は光格天皇の皇子であり、第十代の節仁親王は仁孝天皇の皇子が、それぞれ養子として桂宮家に入った。その上、盛仁親王は、前代の薨後に同妃源寿子が二十年近く家主として預かっていた桂宮家を、文化八年（一八一）に、二歳で継いだ。けれども十日後に亡くなり、再び無主となっている。

そこで、二十四年後の天保元年（一八三五）、節仁親王が数え三歳で第十代を継いだ。けれども、翌年他界して三たび無主となった。しかし当時は、仁孝天皇（三十七歳）のものには皇太子統仁親王（八歳）以外に皇子がなく、桂宮家は断絶の危機に瀕した。側室だけでなく養子まで容認されていても、男系男子のみで継いでいくことは難しかったのである。

それから十年後（一八四六）、仁孝天皇の崩御により孝明天皇（十八歳）が即位され、八年後（一八五二）祐宮睦仁親王（明治天皇）が健やかに誕生された。けれども、宮家に

養子を出すような余地はない。

折しも、その二年後（一八五四）、京都御所などの焼失により、淑子内親王は居所を転々とし、文久元年（一八六一）無主の桂宮家を仮の居所とした。すると、桂宮邸の諸大夫が、内親王に桂宮家を相続して頂きたいと再三懇請した。それが文久二年（一八六二）勅許され、淑子内親王（三十五歳）は皇女として桂宮家第十一代当主になった。それに伴って、幕府から御道具料五百石が進献され、慶応二年（一八六六）一品で准三宮となり「桂准后宮」と敬称されている。

ただ、このような皇女の当主は前例がなく、他宮家から相応しい王を婿に迎えることは難しかったにちがいない。そのため、明治十四年（一八八一）、独身の淑子内親王（五十三歳）が京都で薨去されると共に、三百年近い桂宮家は終止符を打つに至ったのである。

#### 和宮親子内親王は將軍家の正室に

もう一方の和宮親子（かずのみや・ちかこ）内親王は、異母姉の淑子内親王より十八歳若く、異母兄の統仁親王（孝明天皇）より十六歳若い。父帝（四十七歳）の崩御五ヶ月後の弘化三年（一八四六）閏五月に誕生している。

それから五年後の嘉永四年（一八五二）、兄帝の勧めにより、十二歳上の有栖川宮家第九代の熾仁（たるひと）親王（一八三五〜九五）との婚約が内定された。しかし、まだ数え六歳であったから、ほぼ十年後の成婚に備え修養に努めている。

ところが、その間に徳川幕府は、二百年以上続けてきた鎖国から開国に踏み切らざるをえなくなり、「日米修好通商条約」の調印前に勅許を求めた。それに対して孝明天皇は、日本が欧米に侵略されないよう攘夷を強く主張されたが、幕府との協調で難局を切り抜けるために、公武一和（合体）の案を受容された。

そこで、安政六年（一八五九）幕府から摂政に公武一和を推進するため、和宮の將軍徳川家茂（一八四六〜六六）への「降嫁」を申し入れた。すると、それに反対の意向をもたれる孝明天皇も和宮内親王も、やむなく承諾せざるをえなくなった。そして文久元年（一八六一）十月、そのころ桂宮邸にいた和宮（十五歳）は、中山道を大行列で東行し、十二月に江戸城の本丸大奥へ入り、翌年二月、和宮を主人、將軍を客分とする形の婚礼が行われている。

しかし和宮は、徳川家に嫁入りした立場を自覚し、文久三年（一八六三）將軍家茂（十八歳）が上洛すると、社寺の御札に「百日詣で」を行った。ついで慶応二年（一八六六）家茂（二十一歳）が大坂城中で病死すると、和宮は夫に殉ずる意をこめて落飾し、後継將軍は一橋慶喜とすることに賛意を伝えている。

しかも、間もなく兄帝（孝明天皇）の崩御によって御代が替わると、將軍慶喜は「大政奉還」に踏み切り、「戊辰戦争」が起きると、和宮に面会して恭順の意を示した。その和宮は、明治二年（一八六九）一旦帰京して父仁孝天皇の二十五回忌参拝したが、同七年（一八七四）から東京に戻り、三年後（一八七七）九月、三十一歳の生涯を閉じている。

このように皇女和宮は、將軍家茂に降嫁すると、あくまで將軍家の「御台様」（正室）として様々な尽力を重ねた。それを通して幕末維新の和平に多大な貢献をされたのである。

（令和六年（二〇二四）三月一日）

#### 〈付記〉

戦後制定の現行「皇室典範」を見直す論議の過程で、政府（有識者会議）から、平成二

十四年（二〇一二）、皇族女子が一般男性と婚姻して皇籍を離れても、「皇女」の称号を与え、皇室の公務を分担してもらうとか、また令和三年（二〇二二）、皇族女子は一般男性と婚姻しても皇籍に留まるが、その夫と子女に皇族の資格を認めない、というような試案が示された。

その際、なぜか「皇女和宮」を引き合いに出して、試案の裏付けにした論者が少なくない。しかし、和宮は古来の慣例どおり結婚後も「皇女」の尊称を保持したが、あくまで将軍に降嫁して徳川家のために働き続けたのであって、皇室の公務を担ったのではない。

それにも拘らず、現在懸案となっている案について、「有力保守系団体の関係者」は、「結婚後も皇族の肩書で公務をしていたかどうかというだけで、幕末に皇族の身分を残したまま徳川十四代将軍に嫁いだ皇女和宮と同じです」と強弁しているという（『週刊エコノミスト』令和六年一月十六日号掲載の野口武則氏稿「東奔政走」所引）。

これは歴史を曲解した牽強付会といわざるをえない。

（令和六年三月十日）

（参考資料）

- ・宮内省編『仁孝天皇実録』第五（昭和十一年成稿、同十九年刊）（ゆまに書房複製本第3巻、平成十八年刊）
- ・宮内庁蔵版『孝明天皇紀』第五（平安神宮著作、吉川弘文館刊、昭和五十六年）
- ・宮内庁編『桂宮実録』（昭和五十九年成稿）（ゆまに書房影印本第七巻、平成二十九年刊）

#### 〔四〕新設宮家も現存宮家と同一要件で

戦後の皇室制度は、新「日本国憲法」の原則に従う法律として定められた「皇室典範」（現典範）と「皇室経済法」（経済法）などに則っている。それは可能な限り維持しなければならぬが、もし無理な規定で不都合を生じているなら、合理的な修正を加えるのが当然であろう。

そのうち「先延ばしできない重要な課題」の改革案として、政府の有識者会議から提示されている「皇族数確保の具体的方策」の一つは、「内親王・女王が婚姻後も皇族の身分を維持すること」である。

これに近い案は、私も二十年程前から提唱してきたから、大筋に賛意を表するが、一部に疑問を感じている。それは「（皇族女子の）配偶者とその子は皇族という特別の身分を有せず、一般国民としての権利・義務を保持し続けるものとするのが考えられる」と指摘している点である。

そこで、あらためて現存する皇族男子当主の宮家の在り方を確認すると共に、これから新設されることになる皇族女子当主の宮家の在り方を考察した。よりの確で有効な「皇族数確保」を実現するため、理解と合意を形成する参考にしていただきたい。

#### 現存する皇族男子当主の宮家

「宮家」というのは、天皇を当主とする「内廷」を「本家」と見なす場合の「分家」にあたる。その在り方（資格・役割）に関する主な規定は、左の通りである。

①現典範5条：「皇族」の範囲と区別は、「皇后・太皇太后・皇太后、親王・親王妃、内親王、王・王妃、及び女王」である。

㊤現典範6条：そのうち「嫡出（后妃から生まれた嫡子）の皇子（皇女を含む）及び嫡男系嫡出の皇孫（男・女とも）は、「男を親王、女を内親王とし、三世（天皇の曾孫）以下……男を王、女を女王とする。」

㊦現典範15条：「皇族以外の者及びその子孫（一般国民）は、女子が皇后となる場合、及び皇族男子（親王・王）と婚姻する場合を除いては、皇族となることはない。」、つまり「婚姻する場合」のみ「皇族（皇后・親王妃・王妃）」となる。

㊧経済法6条「皇族費は、皇族としての品位保持の資に充てるために、年額により毎年支出するもの、……及び皇族（親王・王）が初めて独立の生計を営む（宮家を立てる）際に一時金額により支出するもの……とする。」

すなわち、現行法で宮家を立てることができるのは、㊦㊧嫡出の皇族男子として生まれた親王（天皇の男子と男孫）と王（天皇の曾孫以下）であり、㊦㊧その皇族男子の配偶者（后妃）は、一般国民出身者も皇族となるから、その間の子孫も皇族であり、宮家の全員で「皇族として品位保持」（公務分担も含む）に努める。しかも、現典範の1条・2条により、后妃は皇位継承の資格を有しないが、その男子孫は資格を有する。

#### 新設される皇族女子当主の宮家

これが現存宮家の存立要件だとすれば、その当主を皇族男子に限定してきた従来の在り方に基づいて、皇族女子を当主とすることも可能にする今後の在り方は、原則として同一の要件を満たせるようにすべきだと思われる。

この点に関して、当主のみが皇族で、入夫も子女も国民の身分というような在り方は、不自然であり不適切といわざるをえない。もしも入夫と子女を「皇族という特別な身分」にしなければ、「皇族としての品位保持の資に充てるため」の「皇族費」は支給されない。それゆえ、宮家当主の公務を手伝っても、おそらく宮内庁（非常勤）職員並みの給与を受けることしかできない。それで足りなければ、利害の絡む民間の職場から「特別顧問」とか「名誉総裁」などの名目で収入を得ることになるかもしれない（それを法的に制約したり阻止することはできない）。しかしながら、そのような在り方が皇室（宮家）の一員としてふさわしいとは考え難い。

一般の家庭でも、オーソドックスに夫婦とその子女が同姓（同氏）であることをよしとするような立場の人々ならば、まして新設宮家では、皇族女子の当主と同様に、入夫も子女も同じく皇籍にあることが当然と考えてこそ、首尾一貫することになる。

これから新設される皇族女子を当主とする宮家に入る配偶者は、一般国民出身者でも皇族となれるが、皇位継承の資格を有しない。ただ、将来の課題として、皇族女子宮家当主の子孫である皇族は、皇族男子当主宮家の子孫と同様（その男系男子を優先すれば、皇族女子系子孫の順位は著しく後になり、実現する可能性は極めて少いが）、皇位継承の資格を有するとしておくことが自然だと考えられる。

もちろん、皇位継承の資格は、現典範で「皇統に属する男系の男子」に限定されているから、その原則に例外を認めることになる。しかし、この「男系男子」原則は、明治の旧典範から明文化されたことであり（それ以前には規制がない）、すでに無理な状況を迎えているのであるから、万一に備えて例外を設ける必要があることは、皇室の永続を願う良識ある人々ならば理解されるに違いないと思われる。（令和六年三月春分の日発信）



## 〔五〕典範改正に必要な皇室の意向確認

戦後の皇室典範は、制定から数十年経つ間に高齢化・少子化が著しく進んだ皇室の現状に適合しなくなった。それにもかかわらず、この法律の改正は難しい。

なぜなら、皇室を担う天皇は（皇族も）、憲法で「国政に関する権能を有しない」とされ、ご自身（各皇族）に関する制度の見直しを提起することができず、「主権の有する日本国民の総意」を負託される政府・国会の発案と合議によるほかないからである。

### 先帝のご意向に沿った譲位の実現

とはいえ、国家・国民のために「象徴としてのお務め」を全身全霊で果たしてこられた平成の天皇は、古稀の前に前立腺癌や心臓冠動脈の手術をして将来に不安を覚えられ、宮内庁の「参与会議」で「退位」の意向を強く示された。

しかも、なかなか塚が開かないので、平成二十八年（二〇一六）八月、天皇（八十二歳）はビデオ・メッセージにより、象徴の務めを末永く受け継いでほしい、という高齢譲位のご意向を直接国民に語られた。

それをテレビなどで知った国民の大多数は、素直に理解と共感を示した。そこで、政府も国会も本気で動き出し、翌年九月、「高齢化」を理由として「退位」を容認する「皇室典範特例法」を成立させた。それに基づいて翌々年（令和元年）四月末に天皇（八十五歳）の譲位が実現されたのである。

### 新設宮家案も養子皇族案も事前諒承必要

あれから満五年後（令和六年）の現在、もう一つの少子化⇨皇族数の減少という課題の解決に向けて、有識者会議の報告に沿った典範の改正案が、まもなく国会で論議されるという。それは大筋結構だと思われるが、与野党の合意を急ぐあまり、最も大事なことが置き去りにされている。

それは皇室（天皇と皇族たち）のご意向を事前に確認することである。与野党の多数意見では、①皇族女子が結婚後も皇族として宮家を立てる場合、その夫も子たちも皇族にしないという。また②いわゆる旧宮家の子孫を現宮家に養子とする場合、常陸宮家に限るのか、三笠宮家も高円宮家を含めるのか、まだハッキリしない。

しかし、この両案を皇室の方々は、当事者としてどう思われるだろうか。①ならば、新宮家は宮家当主のみが皇族で夫と子たちは一般身分のまま、という不自然な構成になるが、それでよいのか。また②ならば、現宮家の方々は本当に養子が必要とし希望されるのか否か。ぜひ承りたい。

それゆえ、改正法案を作成する前に、せめて皇室会議（議員十名）を開き、皇族代表の議員二名から皇室内の一致したご意向を伺う必要がある。皇室会議は議長と首相と議員の見識により、このような意向確認ができるならば、早急に実施して頂きたい。

（令和六年四月十日記）

## 〔六〕「皇室会議」の現行規定と改正への提案

初めに自明の事実を確認しておこう。

古代から続く天皇は、地位を「世襲」し「象徴」の任務を果たすことが、現行の憲法で

求められている。

その皇位を継承できるのは、現行典範で「男系の男子」に限られているが、幸い現在、今上陛下（六十四歳）の弟君の「皇嗣」秋篠宮殿下（五十八歳）と長男の悠仁親王（十七歳）が健在であるから、当分安心してよい。

しかし、天皇・皇后（六十歳）両陛下と皇嗣・同妃（五十七歳）よりも若い皇族は六名（男子一名のみ）しか居られない。それゆえ、皇室の公務を分担できる男女皇族を、何とか減らさないようにし、少しでも増やすようにする必要はある。

現在、「皇族数の減少」対策として、二つの案が有力視されている。(一)皇族女子が婚姻されても皇族の身分を保持しうるようにする案、(二)旧宮家皇族の男子孫を現存宮家の養子として皇族にする案である。これによって与野党の合意を形成し、典範（九条・十二条）の原則に例外を認めるような法改正が進められようとしている。

#### 現行典範の「皇室会議」で可能なこと

ただ、この法改正に先立ち、当事者である皇室の方々（天皇と皇族たち）の意思（意向）を確認すべきではないか。それには、「皇室会議」（皇族二名、三権代表八名）を開き、皇族議員から皇室の一致した見解を表明して頂くことが考えられる。

では、これを現行典範で実施することは可能だろうか。念のため、その第十一条をみると、婚姻以外のケースについて、次のごとく定められている。

①年齢十五年の内親王および女王は、その意思に基づき、皇室会議の議により、皇族の身分を離れる。

②親王「皇太子及び皇太孫を除く」、内親王及び女王は、前項の場合の外、やむをえない特別な事由があるときは、皇室会議の議により、皇族の身分を離れる。

これによれば、天皇と皇嗣は除かれるが、皇族として生きられた男女は、「その意思に基づき」「特別な事由のある場合」皇室会議で協議して適当と判断されたら離籍しうる。

そうであれば、皇族を確保する方策として、皇族女子が婚姻後も皇室に留まるとか、旧宮家男子孫を皇室に入りうる、というような法改正にあたり、当事者の皇族に「意思」「事由」を確認するために、皇室会議を開くことは可能だと考えられる。

#### 「皇室会議」の改善にも必要なこと

けれども、現行典範には重大な不備がある。その最たるものは、明治の憲法と並ぶ欽定の旧典範ですら、第六十二条に「将来此の典範の條項を改正し、又は増補すべき必要あるに当たりては、皇族會議及び枢密顧問に諮詢（しじゅん）して、之を勅定すべし」と定めていたが、新典範には改正条文がないことである。

そのせいか、施行から数十年一度も改正されていない。数年前、平成の天皇から表明された御意向に沿う「高齢讓位」を可能にする際も、「特例法」の形に留めざるをえなかったのである。とすれば、今回も特例法とされる公算が強い。

しかし、仮にそうなくても、これから数年かけて全条項を見直す必要がある。その上で旧典範とその増補を参考にして、現行典範に改正条文を設け、本文の原則は大筋で残しながら、現実に即した例外も認めるような改正をすべきだと考える。

その見直しと法改正の案作りを担当するのは、政府内の「皇室典範改正準備室」であろう。とすれば、その段階で少なくとも皇室会議の皇族議員に重要な情報を伝え、皇室の方々の意向を承り、成案の際に皇室会議を開くことなら出来るにちがいない。

ともあれ、皇族女子を当主とする宮家を新設するためにも、旧宮家男子孫を現存宮家へ養子とするためにも、当事者である皇室の方々に十分な理解を得なければ、スムーズに実現し難いであろう。それを予測すれば、現段階で皇室会議を開き、皇室の「意思」を確認しておき、将来の本格的な改正にも役立てることが望ましいと思われる。

(令和六年四月十七日記)

### 〔七〕著名な皇統男系論者への疑問

ここにいう著名な皇統男系論者とは百地章氏(国士舘大学客員教授、日本会議政策委員)である。同氏の提言「女性皇族のため『婚姻特例法』を」が「産経新聞」本日(四月十九日)の「正論」に掲載されたのを拝読して、頗る疑問を感じた。

その中で、(イ)「宮家」は「男系の皇族の危機」に備え……るものだから……歴史上の女性宮家など存在せず……創設など考えられない、という。

また、(ロ)「女性皇族が婚姻後も皇族の身分を保持する案」に基づく特例法、(i)対象とされる皇族女子は……「内親王」のみとすべきだろう。……(ii)女系皇族の誕生を回避すべく、配偶者と子は皇族としないこと、という。

続いて(iii)婚姻に際しては……「皇族会議」を経るようにすること。……(iv)この制度は、あくまで「皇室のご意向」と「本人の同意」が必要である、という。

この(iii)(iv)は、私も大切な要件と提唱していることである。ただ、これは当然「旧宮家からの養子案」の特例法にも不可欠であろう。

### 女性・女系天皇容認と夫婦別姓反対論

賢明な百地氏は、頑固な原理論者ではない。同氏著『憲法の常識、常識の憲法』(平成十七年、文春新書)によれば、「万一の場合には、皇統を守るために、女帝さらには女系の選択ということもあり得る」と明言されている。

しかし、それ以上に「男系維持のための「旧皇族の養子特例法(仮称)の成立」が必要と強調される。この「旧宮家」とは、昭和二十二年(一九四七)に皇籍を離れた方々(大半他界)でなく、その若い男子孫であろうが、その男系女子ならば容認されるのだろうか。

一方、同氏は一般家族の「夫婦別姓」論に反対して、「夫婦別姓を選択すれば、親子別姓にもなる」から「親子の一体感の希薄化や子供の不安感などが生じ、成育に支障を来すことも考えられる」という(「産経新聞」平成十五年十二月十三日談話)。しかし、皇室の場合は、皇族女子のみ皇族に留まるが、「配偶者と子は皇族としない」(俗姓のまま)として「親子別姓にもなる」ことの「悪影響」は考え及ばないのだろうか。

### 皇族女子当主の先例と皇女降嫁の実情

以上の疑問は見解の相違として一蹴されるかもしれない。しかし、前引の(イ)に関しては、史実の認否・解釈を是正する必要がある。

まず「歴史上『女性宮家』など存在せず」というのは史実に反する。「三」に記したとおり、幕末の桂宮家では継承男子がえられないため、仁孝天皇の皇女敏宮淑子内親王(一八二九〜一八八一)が文久二年(一八六二)第十一代の当主に迎えられ、いわゆる「女性宮家」となっている。

また百地氏は、「女性皇族(皇族女子)が臣下(民間人)と婚姻後も皇族の身分を保持

した例」として「仁孝天皇の皇女の和宮親子内親王が第十四代徳川家茂のもとに嫁がれたケース」などをあげる。しかし、これは中国流の夫婦別姓（同姓不婚）を原則とする在り方にすぎず、明治の皇室典範・同増補以降、皇族女子が降嫁すれば、夫君の宮名か家名を称するように近代化されている。それを無視して前近代の例を引くのは無理であろう。

（令和六年四月十九日記）

## 〔八〕政府案による近未来の皇室像への不安

平成の天皇が満八十五歳で令和の今上陛下に譲位されてから、まもなく満五年になる。折しも政府と国会で、皇室に関する「先送りできない課題」の一つに取り組み始めた。

最近の報道によれば、「皇族数を確保するため」の政府案は、国会の与野党で各々検討の上、大筋で賛成をえたら議案化する状態にあるという。

では、もし現段階の案で皇室典範の特例法が制定されるならば、近未来の皇室像はどうなるのだろうか。こんなことをあれこれ想定することは、謹むべきかもしれないが、もし法案の改善に役立つならばと念じている。

### 皇族女子が婚姻後も皇室に留まる場合

政府案の(一)では、皇族女子が婚姻しても皇族の身分を保持して公務を分担しうるようにするが、その夫と子は皇族としない（一般国民のまま）、という。

これを現在の皇室にあてはめれば（年齢は今年四月現在）、もし皇族女子を「内親王」に限ると、今上陛下（六十四歳）長女の敬宮愛子内親王（二十二歳）と皇嗣秋篠宮殿下（五十八歳）次女の佳子内親王（二十九歳）のみである。この両殿下が近い将来、一般男性と結婚されても、その新設宮家は当代限りで皇族不在（絶家）となってしまう。

そこで、皇族女子を「女王」まで広げれば、三笠宮家の彬子女王（四十二歳）と瑤子女王（四十歳）、および高円宮家の承子女王（三十七歳）の三殿下が増える。しかしながら、結婚されても（されなくても）、前者と同様、当代限りで皇族不在（絶家）とならざるをえない。

しかも、新設宮家の当主のみは皇族の待遇を受けられるが、同居する夫と子たちは一般国民のままであれば、皇族費を支給されず、公務に同伴しても、他の宮内庁職員並の手当しかない、などという不自然な状況が続くことになる。そのような方が一般国民としての権利と自由を行使されても、法的に抑止することは難しいであろう。

### 旧宮家男子孫を養子皇族とする場合

政府案の(二)では、昭和二十二年（一九四七）皇籍を離れさせられた旧宮家皇族の男子孫を、現在宮家で継承者のない所へ養子として入れ皇族の身分にする、という。

しかし、いわゆる旧宮家も大半が後継男子不在のため絶家となっている。男子孫が実在する家でも、皇室の養子となることを当家・当人が諒解されるか否か、微妙で難しい。また、もし後に適任の該当者が得られなくても、皇室の方で養子が必要とし希望されるか否か、当然確認すべきことながら、その手続きまで明文化できるのだろうか。

従って、あくまで仮定にすぎないが、現存の宮家で後継の御子様が居られないのは常陸宮家（当主正仁親王八十八歳）のみである。そこに養子として旧宮家の既婚夫妻が入るにせよ、未婚の男子が入って一般女子と結婚するにせよ、その間に生まれる男子に皇位継承

資格を認めることが妥当か否か、慎重な検討を要する。

なお、現在の宮家で男子不在の三笠宮家と高円宮家に、未婚女子が居られるのだから、旧宮家の男子孫を養子として（または女王の夫として）受け容れられることなど、おそらく無理ではないか。とすれば、この(□)案は、画餅に終わる恐れがある。これを推進する人々は、近未来に思いを致し、ぜひ考え直して頂きたい。（令和六年四月二十一日記）

#### 〔九〕「譲位」実現の画期的な意義の再確認

この四月三十日で平成の天皇（現上皇）陛下が譲位（退位）されてから満五年になる。その画期的な意義などを再確認しておきたい。

#### 明治以降なぜ“終身在位”とされたのか

念のため振り返ると、日本では明治二十二年（一八八九）『皇室典範』により天皇の終身在位が成文化された。それは江戸末期、仁孝天皇が数え四十七歳、孝明天皇が三十六歳で崩御され、また明治天皇の皇太子（大正天皇）が生まれつき病弱であった。その後、何とか即位された大正天皇は、十年目に四十二歳で「摂政」を置き、五年後に崩御された。従って、昭和二十年（一九四五）敗戦当時、日本人の平均寿命が五十歳余であり、天皇陛下が既に四十四歳であったから、二年後に施行の新皇室典範にも「世襲」の天皇を終身在位と定めたのは、むしろ当然かもしれない。

しかし、それから四十余年後、日本人の平均寿命が男性七十五歳（現在八十一歳）、女性が八十歳（現在八十七歳）を越え、昭和六十三年（一九八八）九月、八十七歳の天皇陛下が癌の進行で倒れられ、百十一日の闘病に苦しみ崩御された。それを間近で見守り「臨時代行」を務められた皇太子殿下の御心中は、察するに余りがある。

#### 平成の天皇は“高齢譲位”を実現された

それゆえ、五十六歳で践祚された平成の天皇陛下は、一歳下の皇后陛下と皇太子・同妃両殿下などの協力をえながら「象徴としてのお務め」を積極的に実践して来られたが、平成十五年（二〇〇三）、満七十歳近くで前立腺癌の全摘手術されたところから、健康に不安を覚えられたとみられる。

そこで、陛下は明治以前の歴代天皇に多い「譲位」の実例を、宮内庁書陵部などの協力もえて調べ尽くし、上皇が後継天皇に全てを渡し、文字どおり隠退すれば何ら差し支えない、と確信されるに至った。その上で、平成二十四年（二〇一二）宮内庁の参与会において、ご譲位の意向を強く表明されたことが、後日判明している。

その“高齢譲位”が数年後「特例法」を制定施行して実現されたのは、何より陛下ご自身の大局的なご判断と不転のご決意によるものといえよう。

これは仮に二十数年後の令和三十二年（二〇五〇）で九十歳の今上陛下が、もし高齢譲位を再現したいと発意されるならば、確かな先例として参考にされることであろう。

現在、政府も国会の与野党も「皇族数の確保」（減少対策）に不備の多い案で幕引きを急いでいるように見える。それは当面やむをえないが、上皇陛下の叡慮に学んで、今後とも真剣に見直しを重ねてほしい。

（令和六年四月二十八日）

#### 〔十〕「万世一系」の天皇は「皇統に属する皇族」から

五年前の五月一日は、皇太子徳仁親王（五十六歳）が、「剣璽等承継の儀」により名実ともに天皇の地位（皇位）を「世襲」された。それ以来、今上陛下が父君（上皇陛下）を直接のお手本として「象徴」のお務めを誠実に果たされつつあることは、真にありがたい。

### 「皇統」に男系絶対の原理はない

皇室には一般国民の「戸籍」にあたる公的な「皇統譜」があり、宮内庁で保管されている。それは天皇・皇后の「大統譜」と他の全皇族の「皇族譜」から成る。

その「大統譜」の「神武天皇」は、「世系第七」と記され「世系第一」の「天照皇大神」から数えて七世孫と公認されている。この天照皇大神は、記紀に女神（母神）として描かれ、今なお「皇親神」と仰がれる。しかし、さりとて神武天皇は神代からの「女系」継承などと敢えて言う必要はない。

同様に、神武天皇から今上陛下へと続く「皇統」も、「男系か女系か双系か」などと賢（さか）しらに議論することも、あまり意味がない。

なぜなら、同族家系を男系・女系に分けて、男系（父系）こそ絶対という「男尊女卑」の原理を作ったのは、古代（周代以降）の中国である。彼の地では、「姓氏」をもつ有力豪族が他の氏族と戦って建てた王制が、父系継承を厳守してきた。

それに対して、わが国では、縄文時代から男尊女卑の風習が見あたらな（むしろ母性尊重の信仰が根強い）。しかも、弥生中期から古墳時代（およそ1C〜6C）に国内統合を進めた大和朝廷の大王（天皇）は、他の帰伏豪族らに「氏・姓」を下賜したが、それを自ら称する必要がなく、万世に亘り臣民クラスの氏も姓もない格別な御存在である。従って、歴代の継承者に男性が多いことは事実であり、それを男系とみても構わない。ただ、決して女性（女帝）を否定したり、いわゆる女系（母系）を排除したこともない。

### 「万葉一統」の歴代は、男性皇族優先

このように、日本の皇室は天照皇大神を「皇祖」と仰ぎ、「皇統第一」の神武天皇以来、ほとんど男性皇族を優先しながら継承されてきた。それを幕末に吉田松陰は『土規七則』で「皇朝は万葉一統にして……我が国を然りとすのみ」と説いている。

それゆえ、明治九年（一八八六）元老院編『国憲草案』『皇位継承』をみると、「同族に於ては、男は女に先だち、同類に於ては、長は少に先だつ」という原則を提示している。

また、同十二年、民間の鸚鳴社編『憲法草案』には、「皇族中に男無き時は、皇族中、当世の皇帝に最近の女をして皇位を襲受せしむ」と、皇族男子が不在なら当代に最も近い皇女の皇位世襲を提示している。

さらに、同十八年ころ、宮内省立案の『皇室制規』でも、「皇族中の男系絶ゆるときは、皇族中の女系を以て継承す」「皇統の女系にして皇位継承のときは、その皇子に伝へ、もし皇子なきときはその皇女に伝ふ」と、女帝も女系も容認している。

つまり、明治前半までの、皇位継承論者は、官民とも皇統中の皇族男性を優先しながら、皇族女子もその皇族子孫も含めて、万一の将来に備えようとしていたのである。

それが、同二十年「制度取調局長官」井上毅の作成した「皇室典範説明草案」で、「皇祚を踐むは男系に限る」と限定され、同二十二年（一八八九）制定の「皇室典範」に至り、「大日本国皇位は、祖宗の皇統にして男系の男子これを継承す」と規定された。それが再検討を経ずに戦後の皇室典範にも引き継がれている。

しかし、これは歴史的な男子優先の慣例を絶対的な原理と錯覚した過度の規制なのである。当面、現実的に必要な課題は、皇位継承の有資格として「皇統に属する皇族」のうち、男性を優先しながら女子も容認することだと思われる。（令和六年四月三十日記）

## 〔十二〕不可解な「皇室の祀り主は男系男子」論

現行憲法の第一章に定められる「天皇」は、日本国と国民統合の「象徴」であり、しかも、「皇位は世襲」とされている。

その「象徴としてのお務め」は、大別すれば、イ、憲法に明示される「国事行為」、ロ、象徴に相応しい「公的行為」、ハ、伝統的な「宮中祭祀」から成る。

### 「宮中祭祀」とは天皇が主催、皇族も参列

このハについて、宮内庁の公式ホームページに「天皇后両陛下は、宮中の祭祀を大切に受け継がれ、常に国民の幸せを祈っておられ、年間二十件近くの祭祀行われています。皇族方も宮中祭祀を大切になさっています」と説明されている。

その祭祀が行われる「宮中三殿」のうち「賢所」には「皇祖天照大神が」、「皇霊殿」には「歴代天皇・皇族の御霊が」、「神殿」には「国中の神々が」、各々祀られている。

この祭祀は、天皇が主催して天皇のお手もと金「内廷費」により、「掌典」と未婚女性の「内掌典」の補佐をえて行われる（年間の「主要祭儀一覧」は別掲）。そのうち「大祭」は「天皇陛下ご自身で祭典を行われ、（神々への）御告文を奏上され」、「小祭」は「掌典長が祭典を行い、天皇陛下がご拝礼になり」、大祭には皇后と皇嗣・同妃が、小祭には皇嗣が、各々昇殿拝礼（他の成年皇族男女は三殿の階下から拝礼）される。

### 「神道学者」新田均教授の皇室祭祀論

このような宮中祭祀に関して、皇學館大学の新田均教授（「神道学」の博士号をもつ）により書かれた評論を拝見し、ビックリ仰天した。

それは、日本会議の会誌『日本の息吹』本年三月号に掲載されており、「皇室の祀り主は男系男子でなければならない」という太字のタイトルが目立つ。しかし、これは失当だと思えば、直ちに同誌編集部あて短評を送ったが、何の音沙汰もない。

同氏によれば、「祖先を祀る祭り主の地位は……父系でしか継承できない、というのが古代の観念だった」から、現行の皇室典範にも「皇位継承が皇統に属する男系（「男子」の二字脱か）に限定されている」のだという。

しかも、「この原則を表している物語」として、『日本書紀』の要旨を引き、崇神天皇時代に災害を鎮めるため「天皇御自身が祭祀を執り行ったが一向に効き目がなかった」ので、「大物主神」の子孫である「大田田根子に祀らせ」たら災害が収まったという。

これは、九州から東征してこられた神武天皇より十代目（三世紀前半ころ）の崇神天皇（大王）が、元来大和に勢力を張っていた三輪氏の奉ずる大物主神に災厄の鎮静を、大王の祖神に祈っても通じなかつたので、大神の子孫である大田田根子に託したところ効験をえた、という皇室祭祀と氏族祭祀の違いを示す逸話である。

ところが新田氏は、ここから飛躍して「たとえ天皇が祈っても父系でつながっていないければ祭祀は通じない。だからこそ、皇祖の祀り主は皇統に属する男系の男子でなければならない」と結論づけている。残念ながら、牽強附会といわざるをえない。

## 「皇祖神」の「祀り主」は皇統の天皇

ところが、新田氏は『産経新聞』五月六日付「正論」欄で、「男系による皇位継承の真の意義」と題する評論で、右と同じ話を持ち出し、「祭祀が神に通じるためには、祭り主は男系で継がれていなければならない……」と繰り返す。

ただ、ここには「男系男子でなければならない」とまでは言っていない。賢明な同氏は、「世界日報クラブ」の講演記録「皇統を考える」（令和三年十二月、ネット公開）において「祭り主の地位は父系でしか受け継げない」が、「女性でも自分の父系の祖先神は祭ることができるので、女性天皇が歴代で八人いらつしやった」と、断っている。

しかし、その本音が「祀り主は男系男子でなければならない」というのであれば、八名の女性天皇は不当な存在であり、在位中に行われた祭祀は無意味だったことになる。また、天皇から委任されて伊勢神宮の祭祀に奉仕してきた倭姫命（崇神天皇の皇女）以来の「斎王」も、戦後の「祭主」（現在元皇女清子様）も、不当・無意味になってしまう。

それにも拘わらず、新田均氏が「男系男子」に敢えて固執するのは何故だろうか。ちなみに『日大法学』（八十二巻三号（平成二十八年十二月））に掲載された論説「新旧皇室典範における『皇統』の意味について」（ネット公開）の末尾で、「皇學館大学名誉教授・田中卓氏」との論争に触れている。

その要約によれば、田中氏は「皇祖神の天照大神が『吾が子孫の王たるべき地』と神勅されている通り……天照大神を『皇統』の起点とすれば、『皇統』には女系も含まれる」ことになる。しかし、新田氏の解釈では、「天照大神は、イザナギノミコトを父とする男系の女神で……神統譜を男系継承の起点から見れば『イザナギノスサノオノアメノオシホミミ』という流れになる」から、「神武天皇の歴代天皇の皇位継承についての歴史記述が男系に拘わったものになっている」のだという。理非優劣は明らかであろう。

### 一統の天皇は氏姓無用、臣民に氏姓を賜与

前に引いたとおり、新田氏は「正論」の中で「古代の東アジアでは……男系のことを『氏』といい、各氏を区別するための名称を『姓』といった。……これは古代の日本でも同様」だという。

しかし、こんな見解は通用しない。日本の「氏」と「姓」には精緻な研究がある。その概要は、野口剛氏（帝京大学教授）著『古代貴族社会の結集原理』（平成二十八年、同成社）所収「ウジとカバネが提起する世界」などによれば、古代でも中国と日本には著しい違いがあり、日本でも時期により多様な変化があったのである。

たとえば、吉村武彦氏（明治大学名誉教授）の「ヤマト王権と氏族」（『古代学研究所紀要』二一号、平成十二年、ネット公開）によると、「中国では、共同の祖先から出た男系の血統集団である同族集団を『宗族』といい、各宗族を区別する名称が『姓』である。……この姓から分かれ、政治・地域等に起因して成立した血縁集団が『氏』と呼ばれる」。それに対して、「日本列島では、中国と共通するような『宗族』は存在しなかった」「日本の氏は……あくまで王（大王）との政治的関係で結ばれた集団であり、氏（姓）の改定も王の権限となる」から「自らは氏も姓も保有」しない（必要ない）。従って、「氏姓を（氏族に）賜与し変更することは、天皇固有の権限になった」のである。

すなわち、日本の天皇は、「氏姓秩序を超越した存在」だから、いわゆる男系も女系もなく「皇統に属する皇族」出身であることが、本質的に重要なのである。しかしながら、



その天皇から氏姓を賜与される氏族社会では、中国流の父系（男系）継承絶対原理を採り入れて男系中心（男子優先）継承の例を続け、それが庶民社会にも影響を与えた。このような皇統継承と一般相続の根本的な区別を、混同してはならない。

（令和六年五月十一日記）

### 〔十三〕宮中と神宮・勅祭社の祭祀担当者たち

現行憲法のもとでも、天皇の重要な任務の一つは「宮中祭祀」である。それが多くの国民に理解され社会に安定をもたらしている。その上、天皇ご自身と天皇から委任された人々が、伊勢の神宮と主要な神社の祭祀に関わっている。その現状を簡単に整理しておこう。

#### 「宮中祭祀」の主催者と奉仕者

宮内庁の公式ホームページによれば、「宮中祭祀／天皇后両陛下は、宮中の祭祀を受け継がれ、常に国民の幸せを祈っておられ、年間約二〇件近くの祭儀が行われています。皇族方も宮中祭祀を大切になさっています」とある。

その祭典は三種に分けられる。まず①「大祭」は「天皇陛下ご自身で祭典を行われ、御告文（祝詞）を奏上され、ついで②「小祭」は「掌典長が祭典を行い、天皇陛下が御拝礼になり」、さらに③「旬祭」は「毎月1日・11日・21日に掌典長が祭典を行い、原則として1日には天皇陛下の御拝礼があります」と説明されている。

すなわち、宮中祭祀の主催者は天皇陛下である。ただ、①大祭には天皇に続き皇后と皇嗣・同妃も殿内で拝礼され、②小祭には天皇のあと皇嗣が殿内で拝礼される（③旬祭は原則1日のみ親拝）。

その祭祀には、宮内庁の内廷職員である掌典（しようてん、成人男性）と内掌典（未婚女性）などが奉仕する。とくに内掌典は賢所の内陣より奥の内々陣で皇祖神に神饌をお供えする。

#### 神宮の皇族出身「祭主」と天皇聴許の大官司

皇祖神の天照大神は、宮中の賢所（三殿の中央）と共に伊勢の神宮（内宮の正宮）に祀られている。この神宮は戦後に宗教法人となったが、今も皇室と特別な関係にある。

そのため、「祭主」と「大官司」は勅旨を奉じ聴許を仰いで定められる。注目すべきことに、祭主は明治八年（一八七五）から男性皇族が勅任されてきたのを、戦後の昭和二十二年（一九四七）四月から皇族出身の既婚女性が務めている。

これは、GHQの圧力により同年十月から直宮（じきみや）以外の伏見系十一宮家の皇籍離脱で男性皇族が激減、その多くが軍籍にあって拒否されることを見越しての対策だったであろう。

とはいえ、当時も今も皇族出身ならば、既婚女性で何ら差し支えないとみなされている。それどころか、神宮司庁編『神宮・明治百年史』によれば、昭和天皇から北白川宮房子内親王（明治天皇の皇女）に「強（た）つての御依頼があったので、……お受けに」なったのである。

ただ、祭主は常勤でなく、神宮の六月と十二月の月次祭と十月の神嘗祭、二十年ごとの式年遷宮祭などに奉仕される。戦後初代の北白川房子様以後、鷹司和子様、池田厚子様（共に昭和天皇の皇女）、現在は黒田清子様（平成の天皇の皇女）が務めておられる。

一方、神宮の大宮司は、伊勢で祭祀に専念する少宮司以下の上に立つ神職であり、天皇の聴許をえて任命される。戦後十代の拝命者は、元華族か元皇族（現在の久邇朝尊氏は邦昭氏の長男）である。

#### 勅使の遣わされる主要な「勅祭社」

この神宮の主要な祭儀には、天皇が勅使（式年遷宮のみ掌典長、それ以外は掌典）を遣わされる。また神宮以外で例祭に勅使（掌典）を遣わして、祭文と幣帛を奉らしめられる「勅祭社」がある。

それは、関西の橿原神宮（2月11日）、春日大社（3月13日）、平安神宮（4月15日）、近江神宮（4月20日）、出雲大社（5月14日）、賀茂大社（5月15日）、石清水八幡宮（9月15日）、中部の熱田神宮（6月5日）、関東の水川神社（8月1日）、明治神宮（11月3日）および旧別格官幣の社靖国神社（4月22日と10月18日）の十二社（賀茂は上下両社だが同一祭文）には毎年、さらに六年ごとの香取神宮（4月14日）と鹿島神宮（9月11日）、十年ごとの宇佐神宮と香椎宮（共に祭日不定）を合わせて十六社と定められている。

また、ご公務のため全国へ行幸の際、当地の主要な神社で拝礼されることもあり、また一定以上の神社に幣饌料を賜ることになっている。

（令和六年五月三十一日記）

#### 〔十三〕「皇族数の確保」政府案の必要性と法形式

いわゆる「皇族数確保の具体的方策」を実現しようとして、政府案に基づく国会論議がまもなく（今月十七日から）始まるに至った。

これ自体は一步前進といえようが、成り行きは樂觀できない。なぜなら、今何が必要であり、どういう形で立法化するか、まだ理解が共有されていないからである。

周知のとおり、政府は国会に三つの案を示した。ただ、その③の「皇統に属する男系の男子を法律で直接皇族とする」という案は、「現皇族の御意思は必要としない」というが、現在の「皇族方と何ら家族関係を有しないまま皇族となる」（別系統を創り出す）ことになり「困難な面があるので、①・②の方策では十分な皇族数を確保することができない場合に検討すべき」と先送りしている。

#### 当面必要なこと 次代に備えること

従って、今回の主な検討対象は、①と②の案であり、与野党の多くも①・②両案を大旨は認めていると伝えられる。しかし、両者の必要度は明らかに異なる。それを認識して、まず①案の実現を目指し、併せて②案も可能性を開き次代に備えることだと思われる。

すなわち、①案によれば、現に皇室で生まれ育った未婚の皇族女子（内親王・女王）が、内廷に一名、皇嗣家に一名、他の二宮家に三名おられるのだから、それらの方々が婚姻後も皇室に留まり皇族としての公的な役割を担いうるようになり、皇族数の減少を止められる方策とみられている。

ただ、その五名は、すでに結婚した方々と同様、一般男子と婚姻すれば皇籍を離れる、という現行典範のもとで生まれ育っているから、①案が法的に可能となっても、それに必ず従われることになるとは限らない。まして政府案のごとく、その夫も子も皇族としないということになれば、身分の違う家族が同居することがネックとなって、婚姻自体も結婚

生活もスムーズに運ばないのではなからうか。

一方、②案によれば、昭和二十二年（一九四七）に皇籍を離れた旧宮家（伏見宮系の十一家）は、男系男子で相続しえてきた数家が現存している。その中に若い男子が数人いる（今後生まれる可能性がある）のだから、その男子を養子として皇族にすれば、皇族数を増やせる（やがて皇位継承のできる男子孫もえられる）とみられている。

しかし、その養子として皇族の身分になることを理解し諒解する人が（未成年なら親も）いるかどうか、公的な調査は行われていない（表向き行えない）。まして現皇室の中で本当に養子縁組を希望される宮家があるかどうか、その意向確認は行われていない（表向き行えない）。皇室でも民間でも、養子を取る側と出す側の十分な合意をえなければ、縁組は成り立たないであろう。

つまり、①案も②案も万全ではない。それゆえ、今回は暫定的に、まず①案で現存する皇族女子の減少を可能な限り留め、あわせて②案で養子縁組を可能性として、今後あらためて本格的な典範改正への道を拓くことに意味があると思われる。

#### 事務局の提示する立法形式の試案

ところが、政府内の有識者会議事務局（皇室典範改正準備室）により作成されて、令和三年三月提出された資料（ネット公開）には、かなり疑問がある。これは参考資料にすぎないと思つて、従来とりあげなかった。しかし、本日（五月十五日）『産経新聞』『正論』で、八木秀次氏（麗澤大学教授・憲法学者）は、この資料を都合よく活用しようとしてみるとみられるので、その問題点を指摘しておきたい。

まず①案に関しては（イ）「内親王・女王の人生に大きな影響を与えること」になり、また（ロ）皇族女子の「配偶者（夫）・子を皇族としない場合……一般の国民と等しく基本的人権がある」から「権利・自由を制約することは困難」などの問題があるので、時限的な特例法でなく「恒久的な制度とすることが適当ではないか」と指摘する。

これは一見もつともらしくみえるが、（イ）は後述の②案の養子皇族についても配慮を要することである。また（ロ）は皇族女子の夫も子も皇族にすることにすれば問題にならない。それにも拘わらず、①案を「恒久的な制度とする」（典範の本文を改正する意か）には相当時間を要するから、今回は不可能だと暗示しているように感じられる。

一方、②案に関しては、（ハ）養子縁組を「一定の期間に限」るか「恒久的に」するかを選択を指摘するが、それは八木氏によれば「恒久的な措置としないことを示唆している」から「特例法で対応することになる」と見通している。

また、（ニ）「歴史上、先代天皇の直系ではない者が皇位を継承した例は五五例ある」のだから、八木氏によれば、「新たに皇位継承権を付与せず、子の代から付与すべきではとする（事務局案をそう解する）か、安定的な皇位継承の観点から妥当か……その検討が必要になる」と注意を促す。

これも一見もつともらしくみえるが、①案に対しては、皇族女子の夫も子も「皇族としない」としながら、②案の養子皇族は次代からであれ「男系男子孫が皇位継承の資格を付与されることを」当然としている。しかも、それは「特例法で対応」すればよいとして、今回成立可能と見込んでいるように思われる。

もしそうであるならば、事務局の資料を作る段階から影響力をもっていた八木氏のような人々の真意は、①案を不可とし②案なら実現できる、という結論に人々を誘導すること

にあるのかもしれないとさえ想われる。

それに対して私は、前述のとおり①案こそ当面必要であり、②案も将来に備えて検討可能とするために、暫定的な特例法を成立させる方向に進んでほしいと考えている。

(令和六年五月十五日記)

#### 〔十四〕国会「与野党協議」初会合の或る報道寸評

「安定的な皇位継承などに関する与野党協議」が、昨日ようやく始まった。衆議院議長  
の公邸に両院正副議長と全与野党関係者が集まり、初回の総会が開かれたのである。

##### 皇統男系男子論者の注目すべき見解

そのマスコミ報道中、「皇統男系男子」説の或る新聞(今朝五月十八日付)で注目すべきは、八木秀次氏の「歴史に学び、今国会で決着を」と題する見解である。

それによれば、「歴史に学んで過去に例のあるものを取り入れ、新しい例は設けないという姿勢で臨むことも大切だ」という。その「過去に例のあるもの」は、多様であるが、大宝令に明記され八名十代実在する男系女子の「女帝」も含まれるであろう。

とすれば、政府案の①「内親王・女王が婚姻後も皇族の身分を保持できる案」が成立すると、内親王も女王も皇位継承資格を公認されることになるのではないか。ただ、八木氏などは、その資格が「女系に拡大することはあつてはならず」として、皇族女子当主の「夫も子も皇族としない」という無理な案を堅持していることに変わりはない。

そこで、この案が「今国会で決着」すれば、皇族男子に皇族女子も加えた継承順位を、典範原則の例外として検討する必要がある。それは明治以来の「男系男子」に限定して「長系の長子」優先とするか、歴史上に多い当代と血縁の近い方を優先するかで異なる。

しかし、仮に男子優先としても、現状から想定すれば、二代先の悠仁親王の次の三位となるのは敬宮愛子内親王であろう(その先は悠仁親王が結婚されてから、男子か女子を儲けられるか御子を授からないかにより変わってくる)。

##### 皇室・氏族の「祖先祭祀」の主務者

もうひとつは、先週(五月十一日)このHPで批判した「皇室の祀り主は男系男子でなければならぬ」という新田均氏の見解を再び取りあげ、同氏が「古代の感覚では、天皇の祭祀も父系以外は務まらないと考えられてきた」との見方を示した、と援用している。

しかし、同氏が論拠とする記紀の解釈として、到底通用しないと考えられる。そこで、あらためて簡単な説明と管見を略述しよう。

『日本書紀』崇神天皇紀によれば、即位六年目に、前年から国中で疫病が流行して多くの人々が亡くなったので「神祇」に謝することになった。そのため、まず従来「天皇の大殿の内に並び祭ってきた」皇室の祖先神「天照大神」を皇后所生の皇女「豊鍬入姫命」に托して「倭の笠縫邑に祭」り、「倭の大国霊」を側妃所生の「淳名城入姫命」に托したが、後者は「身体瘦弱」のため祭ることができなかった。

そこで、翌七年、天皇が再び祈ったところ、「夢」に現れた「大物主神」から「もし吾が児大田田根子(おおたたねこ)を以て吾を祭らば、ただちに平ぎなん」と告げられ、その人を捜し出して「祭主」とされたことなどにより、疫病は終息したという。

つまり、天皇は皇祖神を祀りうるが、古くから大和を支配してきた三輪氏の奉ずる大物

主神の祭祀には介入できないので、氏祖の大田田根子命を祭主とし、また「倭大国魂神」は倭国造の市磯長尾市を祭主として祀らしめた、という皇室祭祀と氏族祭祀の区別（祖先神は子孫が祀る原則、男女不問）を示す物語である。

なお、この命は『紀』によれば、大物主神と活玉依媛の間に生まれた。その媛は「陶津耳（すえつみみ）の女」とあり、その縁で命は母方の「陶邑（すえむら）」にいたとみられる（田中卓博士「大神神社の創祀」同著作集1所収）。（令和六年五月十八日記）

#### 〔十五〕 渡邊允元侍従長の伝えた皇室のご意向

明治の『皇室典範』は、その本文を改正したり増補する必要が生じたならば「皇族会議（議長天皇）及び枢密顧問に諮詢して之を勅定」（第六十二条）することができた。

それに対して戦後の現行典範は、『日本国憲法』の第二条に基づく法律であり、しかも何故か改正規定がない。従って、その内容を改正したり増補するには、「主権の存する日本国民の総意」を代表する政府・国会で検討して合意を形成して議決する必要がある。

#### 「国政に関する機能を有しない」天皇の在り方

その際、十分に考慮すべきことは、皇室のご意向であろう。典範は皇室の方々の在り方を規定するものだから、当事者である天皇と皇族たちのご意向と無関係ではありえない。ところが、現行の憲法第四条に「天皇は……国政に関する権能を有しない」と規制されている。そのため、法律の改正に関することなどへの意向表明はできないと解され易い。それにも拘わらず、平成の天皇は高齢化が進めば「象徴としての務め」を果たせなくなるから、次の世代に受け継いでほしい、というご意向を直接国民に表明された。

それに大多数の国民が理解と共感を示した。そこで、政府も国会も本気で協議して、本文の終身在位の原則は変更せず、「高齢退位」を可能にする「皇室典範特例法」を成立させた。その結果、平成三十一年（二〇一九）四月末日で讓位が実現し、翌日から「令和」の御代を迎えることができたのである。これは正に画期的な出来事といえよう。

#### 渡邊允氏（侍従長・宮内庁参与）の功績

この平成の天皇陛下に長らく仕えたのは、渡邊允（まこと）氏（一九三六～二〇二二）である。同氏の曾祖父千秋氏は大正十年（一九二一）から宮内大臣、また父上の昭氏（一九〇一～二〇〇五）は昭和天皇の御学友で長らくボーイスカウト連盟総長を務めた。

允氏は東大法学部を卒えて外務省に入り、要職を歴任した。平成七年（一九九五）から、宮内庁の式部官長となり、侍従長を十年半勤め、没年まで宮内庁参与を拝命している。

同氏は真に温厚な心優しい紳士ながら、強い信念と勇気の持ち主であった。たとえば、平成十一年十二月に中国の習近平副主席が来日直前、天皇陛下との会見を強硬に申入れた際、ご日程の調整困難と断っている（ただ、結局鳩山首相に押し切られた）。

また、同十七年六月、両陛下がサイパン諸島（米国自治領）の戦没者慰霊をされたのも、同氏が外務省の人脈を通して米国と丹念に交渉して実現したといわれている。

さらに、同十九年二月、前年オーストラリアで出版されたベン・ヒルズ氏著『プリンセス・マサコ』に甚だしい誤記誤解があることに気付き、その日本語版が出る直前、それを中止させたのも、同氏の決断によるとみられている。

#### 『天皇家の執事』文庫版の重要な「後書き」

その侍従長退任後（平成二十一年十月）、名著『天皇家の執事』を出版された。しかも二年後（同二十三年十一月）、それに「皇室の将来を考える」と題する詳しい「後書き」を加え、文春文庫から刊行されたことは、極めて重要な意味をもっている。

なぜなら、この中に当時の皇室（平成の天皇）のご意向が、最も信任の厚い元侍従長を介して、かなり明確に伝えられていると認められるからである。よって、その主要な部分を抄出し添付した。現在の皇室（今上陛下）のご意向もこれに近いとみてよいであろう。

とすれば、政府も国会もマスコミなども、このようなご意向をふまえて、真剣に議論を進めてほしいと念じている。

（令和六年五月二十七日）

〔付〕

渡邊允氏『天皇家の執事』「皇室の将来を考える―（文春）文庫版のための後書き―」（抄）

振り返ってみると、私が侍従長としてお仕えしていた期間（平成八年～十九年）のほとんどは、皇位継承をめぐる問題が常に緊迫した課題として存在し続けていました。

天皇陛下は、十年以上にわたって、この問題で深刻に悩み続けられました。天皇陛下の背負われた責任感の重みと、お悩みの深さは、我々には想像すら出来ないものだったと思います。そのお悩みによって、陛下は夜お寝みになれないこともありました。そのような陛下のご様子を心配なさって、皇后さまもお悩みになりました。……

それが、現在では、現行の皇室典範の下で、皇太子さま、秋篠宮さま、秋篠宮家の悠仁さまが、次の次の世代まで皇位を継承なさることで落ち着いた状況になっています。……

現在、それとは別の次元の問題として、急いで検討しなければならぬ課題があります。

それは、現行の皇室典範で、「皇族女子は、天皇及び皇族以外の者と婚姻したときは、皇族の身分を離れる」（第12条）と規定されている問題です。

紀宮さまが黒田慶樹さんと結婚なさった時、皇族の身分を離れて黒田清子さまとなられたように、現在の皇室典範では、内親王さま、女王さま方が結婚なさると、皇室を離れることになっています。もし、現行の皇室典範をそのままにして、やがて、すべての女性皇族が結婚なさるとなると、皇室には悠仁さまお一人しか残らないということになってしまいます。

皇室は国民との関係で成り立つものです。天皇皇后両陛下を中心に、何人かの皇族の方が、両陛下をお助けになる形で手分けして国民との接点を持たれ、国民のために働いてくださる必要があります。そうでなければ、皇室が国民とは遠く離れた存在になってしまうことが恐れられます。

そこで、例えば、内親王さまが結婚されても、新しい宮家を立てて皇室に残られることが可能になるように、皇室典範の手直しをする必要があると思います。それに付随して、いろいろな問題がありますが、まず仕組みを変えなければ、将来どうにもならない状況になつてしまいます。秋篠宮家のご長女の眞子さまが今年（平成二十三年）十月に成年にいられたことを考えると、これは一日も早く解決すべき課題ではないでしょうか。

平成二十三年（二〇一一）十月

（宮内庁侍従職御用掛）渡邊 允（75歳）